

# 令和2年度（2020年度） 授業料免除等申請のしおり[学部 私費留学生用]

## I 概要

埼玉大学では、経済的な理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる者に対して、授業料免除又は徴収猶予を行っています。

令和2年度(2020年度)に希望する者は、下記要領で申請してください。

### 1. 申請資格

授業料免除又は徴収猶予の申請資格は、本学の学部留学生（国費外国人留学生・外国政府派遣留学生・研究生・科目等履修生を除く。）で、**2019年度後期授業料免除申請を行った者に限り、なおかつ、授業料を滞納していない者**です。

なお、留年している者又は最短修業年限を超えている者は申請資格はありません。ただし、次に該当し、指導教員等の「推薦書」（様式9）がある場合は、申請できます。

#### ① 学部生

病気、留学等の特別な理由により留年又は最短修業年限を超えている者で、4年の学年別標準修得単位数を充たしている者

ただし、最短修業年限（4年）を超えた、最初の1年間までの者

「学業及び経済の基準」は「別記」のとおりです。

### 2. 申請方法及び受付期間

審査は前期・後期と二回に分けて行われますが、**前後期一括申請を行えば、後期に改めて出願する必要はありません。**後述する家計調書に前後期一括申請もしくは前期のみの申請にするか、選択できる箇所があるので、ご自身の事情に合わせて申請してください。

**免除申請は以下の一次申請と二次申請を適切に行うことで手続き完了となります。**

#### ・一次申請

「免除願」及び必要な証明書類等を添えた上で、以下の受付期間に学生支援課奨学支援担当係に**直接持参**してください。なお、必要な証明書類等が添付されない場合は、受理しないことがあります。

受付期間：2020年2月3日(月)～2月17日(月)（平日 8:45～16:45）

後半ほど混み合い、長時間お待たせする可能性が高いので、早めに申請してください。

**※受付期間後は、いかなる理由があっても受け付けません。**必ず期間中に申請してください。

#### ・二次申請

**一次申請を受け付けた方が対象**になります。「二次申請書」「令和2年度所得・課税証明書（全部事項証明）」を以下の受付期間に学生支援課奨学支援担当係に**直接持参**してください。**二次申請をしないと審査されず、書類不備者として不許可になります。**

受付期間：2020年6月8日(月)～6月19日(金)（平日 8:45～16:45）

大変な混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってください。また、職員は窓口対応のみとなるため電話での問い合わせ等にも対応しかねますので、予めご了承ください。

**※受付期間後は、いかなる理由があっても受け付けません。**必ず期間中に申請してください。

**※書類全部が2020年6月8日(月)より前に揃う場合は、その時点で申請しても構いません。**

**※所得・課税証明書について、入国年月日及びその他特別な事情により発行されない場合は、該当する市区町村の役所に発行されない理由を具体的に確認し、その内容を本学に申し出てください。単に「発行されなかった」等は理由として認められません。**

### ○令和2年度所得・課税証明書（全部事項証明）の取得について（重要）

**令和2年度所得・課税証明書（内容が2019年1月～12月分のもの）の発行は2020年1月1日に居住していた市区町村の役所にて5月中旬頃から発行**されます（具体的な発行開始日は市区町村によって異なります）。

原則、二次申請で提出して頂く所得・課税証明書は収入・所得金額、住民税の課税額等すべてが記載されている**全部事項証明（「\*」などで内容が隠れていないもの）**をご提出ください。以下は個別の取り扱いです。

①住民税の課税額のみ、もしくは非課税であることのみが記載されている課税・非課税証明書の場合、所得証明書も併せてご提出ください。

②昨年の収入がない方、昨年パートやアルバイト収入があった方で、証明書が発行されないもしくは証明書に正しい収入額が記載されていない場合、市・県民税申告が必要な可能性がありますので、市区町村の役所にて確認の上、申告を行わない証明書の発行を受けてください。

発行方法等で不明点があれば市区町村のHPを参照するか、直接役所にお問い合わせください。

**令和2年度所得・課税証明書（全部事項証明）の発行が二次申請の受付期間より後になる場合は、必ず二次申請期間中に二次申請書を提出のうえ窓口にて申し出てください（電話では受付いたしません）。**申し出なかった場合は二次申請をしなかったとみなし、以降書類は受理せず書類不備者として審査対象外とします。

### 3. 提出期限の厳守と超過した場合の措置

申請においては、原則一次申請時に所得・課税証明書以外の全ての書類を揃えて提出してください。しかし、やむを得ない事情等により、一部の書類を提出できなかった場合は、本学が指定した期限までに不備・不足書類の提出を認めています。

期限を守り、適切に手続を行った申請者への公平性および審査の遅延防止の観点から、不備・不足書類の提出および二次申請の**期限を超過した場合**の申請者への措置については以下のとおりとします。

- 指定された期限を過ぎて提出された書類は受理しません。
- 指定された期限を過ぎてしまった場合でも、担当部署から連絡・督促は行いません。
- 指定された期限までに不備・不足書類等の提出をしなかった者については、「書類不備者」として取り扱い、審査対象外とします。

※ただし、上記の場合でも、指定された期限までに提出等できないことについて、期限前に**窓口（学生支援課奨学支援担当係）にて相談**し、本学が相当の理由があると認めた場合はこの限りではありません。

### 4. 注意事項

- ① 免除する額は、当該期分授業料の全額又は半額です。
- ② 免除結果の告知は、前期分8月、後期分12月に行う予定です。  
なお、結果が告知されるまで、授業料は納付しないでください。  
また、結果が半額免除又は不許可だった場合、前期分は2020年9月末、後期分は2021年3月末までに納付を完了しなければ「授業料未納者」となり、次期申請資格を失います。（前後期一括申請をしている者は、前期分が未納の場合、後期は審査されず「不許可」となります。）
- ③ 提出を求められた書類が提出期限までに未提出もしくは二次申請を行なわなかった場合、申請内容に虚偽があった場合は不許可になります。
- ④ 授業料免除関連の通知は、原則窓口で行います。
- ⑤ Web学生システムを通じて学生宛に連絡をすることがあります。常に確認しておいてください。
- ⑥ 申請書類が事実と異なっていたことが発覚した場合は、当該期以降1年間免除申請を受け付けません。

## II 家計調書の記入要領

「家計調書」は、審査するための算定資料になります。この記入要領に従い、実状を正確に記入し、別紙「必要書類一覧」に記載の該当する必要書類（証明書類等）を添えて提出してください。

### 1. 共通事項

- (1) 2020年4月1日現在（現状からの予測）の状況を記入してください。
- (2) 家計調書は、ボールペン等（**消えるペンは不可**）で丁寧に記入してください。もし、誤記入等してしまった場合は二本線で抹消し、その上部等に正しい内容を記入して下さい。修正液等は使用しないでください。
- (3) 家族欄は、**本人と日本で同一生計の家族**を記入してください。
- (4) ※印は該当する事項を○で囲んでください。（該当がない場合は無を○で囲んで下さい）
- (5) 申請理由欄は、授業料免除を必要とする理由を具体的・詳細に記入してください。  
[記入する理由等]  
ア. 家計支持者が現在無職又は無職に近い状態で、経済的な収入が皆無若しくは僅少な場合は、その理由及び生活費の出所等。  
イ. 家計支持者が現在病気療養中等の場合、現在の健康状態並びに今後の就業見通し等。  
ウ. 同一世帯に就業できる年齢であるが、無職又は無収入の者がいる場合、その理由。
- (6) 本人の奨学金欄には、**2019年4月から2020年3月**（予定を含む）までに受給した奨学金をもれなく記入してください。
- (7) 本人の収入及び家族の収入欄は、**2019年1月から12月分**の収入についてもれなく記入してください。  
**長期・短期・在職中・退職済等を問わずアルバイトをした場合は「有」を○で囲み、収入額（源泉徴収票の支払金額（複数枚ある場合はその合計））を記入して下さい。**なお本学でのTAやRA、ワークスタディ等もアルバイトに含まれます。
- (8) 証明書類で発行日が明記されている場合、3ヶ月以内に発行のものを提出してください。
- (9) 不明な点は、学生支援課奨学支援担当係に事前に確認してください。

### 2. 「学生でない」家族について

- (1) 職業欄は、会社員、公務員、自営業、農業、大工、無職等具体的に記入してください。
- (2) 「学生でない」家族の収入額については、2019年1月から12月分の収入を記入してください。  
(注) 給与収入は源泉徴収票等の支払金額、その他の所得は確定申告書等の収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。
- (3) 普通徴収の勤務先がある場合は、必ず確定申告をしてください。

### 3. 「学生」の家族について

- (1) 「学生」欄は、本人以外の同一生計の家族で、就学者を記入してください。未就学児は「学生でない家族」の欄に記入してください。
- (2) 在学学校名欄には学校名を、学校区分欄には国・公・私立別を明記し、学校名を記入してください。
- (3) 2019年度授業料免除実施状況欄は、国立大学・国立高専に在学する就学者についてのみ記入してください。
- (4) 2020年4月より新たに就学する者は、在学学校名欄に鉛筆で学校名・進学予定と記入してください。

### 4. 年間総収入・年間総支出について

- (1) アルバイトや仕送り等の年間総収入は、2019年1月から12月分を記入してください。なお、奨学金については2019年4月から2020年3月分（予定を含む）を記入してください。  
ただし、2019年以降に日本に入国した場合（一時帰国は除く）は、入国日から2019年12月分について記入してください。
- (2) 年間総支出は、2019年1月から12月分を記入してください。  
ただし、2019年以降に日本に入国した場合（一時帰国は除く）は、入国日から2019年12月分について記入してください。
- (3) 年間総支出が年間総収入を上回ることはありません。収入と支出を確認のうえ、記入してください。
- (4) 申請時に記入した金額を訂正できるのは、証明書に基づいた訂正を行う場合のみに限ります。以下の場合、訂正できません。
  - ア. 金額を下方訂正し、赤字となる場合（年間総支出が年間総収入を上回る場合）
  - イ. 金額を下方訂正し、訂正前に記入した金額がなぜ多かったかを説明できない場合
- (5) 借入金を記入する場合、借用者との関係を記入してください。
- (6) その他の収入は、収入の内容を具体的に記入してください。
- (7) 支出額が不自然に少ない場合は、当係から質問します。

## 別記 授業料免除又は徴収猶予に関する学業及び経済の基準

### 1. 学業の基準

標準修得単位数以上を修得し、かつ、「B(良)」以上の評価(単位数)が70%以上あること。  
ただし、上記の基準に満たなくとも標準修得単位数以上を修得し、かつ、「B(良)」以上の評価(単位数)が60%以上ある場合で、生活保護世帯等の特別な事情がある者のみ、指導教員等の推薦により基準内として扱います。

(1) 学部生の者は、以下のとおり。

『学年別標準修得単位数』

| 学年     | 1年 |    | 2年 |    | 3年 |    | 4年  |  |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|--|
|        | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期  |  |
| 免除申請学期 |    |    |    |    |    |    |     |  |
| 単位数    | 16 | 31 | 47 | 62 | 78 | 93 | 109 |  |

(2) 『学年別標準修得単位数』の注意事項

- ① 前学期までの修得単位数が上記を満たしていること。
- ② 編入した者については、編入した当初の学期のみ、認定単位をもって学年別標準修得単位数とする。
- ③ 認定単位は、『「B(良)」以上の評価』に含まれない。

### 2. 経済の基準(免除基準)

申請者と同一生計の家族の昨年の総収入金額(臨時所得及び本人の奨学金等を含む)から判定します。所得の種類・世帯の構成員等により違いがあるため一概に言うことはできませんが、目安として[4人世帯で家族構成が、父(所得者)・母(無職)・本人(自宅通学・奨学金なし)・弟(公立高校生・自宅通学)とした場合]の例を示します。

|         | 学 部     |
|---------|---------|
| 父が給与所得者 | 659万円以下 |
| 父が事業所得者 | 401万円以下 |

なお、独立生計者については、本人(配偶者を含む)の総所得金額により判定します。

### 3. 注意事項

免除の許可は各期の申請状況と大学の予算枠により左右されます。基準を充たしていても必ずしも毎回許可が得られるとは限りません。

※授業料免除等で扱う内容には、個人情報が多く含まれていますので、電話での回答はいたしません。  
個別の内容についての問い合わせは、奨学支援担当係窓口にお越しく下さい。

#### 《問い合わせ・提出先》

埼玉大学学務部学生支援課奨学支援担当係

住 所：〒338-8570 さいたま市桜区下大久保255

電話番号：048-858-3033

平日 8:45~12:15、13:15~16:45